

# 所在不明組合員のみなし自由脱退に関する公告

堺医療生活協同組合定款第 10 条 2 及び堺医療生活協同組合所在不明組合員のみなし自由脱退に関する規約に基づき、下記の通り 2014 年度の所在不明組合員のみなし自由脱退に関する公告を行います。

2015 年 2 月 10 日  
堺医療生活協同組合  
理事長 石谷花子

## 記

### 1. みなし自由脱退対象者

2014 年 12 月 31 日を基準日として、過去 2 年間以上、堺医療生活協同組合の事業を利用せず、増資・減資の実績も無く、郵送物の返却により所在を確認出来なかった方です。今回の対象となるのは、276 名の方です。276 名の方については、2015 年 3 月末日の日付で、脱退処理を行います。

### 2. みなし自由脱退対象者の方は、すみやかに住所変更届け出をお願いします。

(名簿の閲覧と手続き及び期日)

みなし自由脱退の名簿は、堺医療生活協同組合本部に設置しています。閲覧は、営業時間内であれば何時でも受け付けています。ご確認の上、2015 年 2 月 10 日～2015 年 3 月 14 日までに、住所変更及び脱退の手続きをお願い致します。

\*「みなし自由脱退対象者」以外の方でも、住所等変更手続きをされていない方は、下記までご連絡下さい。

### 3. 2015 年 3 月 14 日までに届け出のなかった「みなし自由脱退対象者」は、「みなし自由脱退者」として脱退処理を行います。(みなし自由脱退処理後の出資金)

「みなし自由脱退に関する規約」抜粋

第 4 条 前条に定める手続きの結果、毎年 12 月 31 日を基準日として通知書等を 2 期連続して転居先不明で返送されて所在が確認できない組合員を理事会での確認に基づき「みなし自由脱退対象者」とすることができる。

第 8 条 「みなし自由脱退者」の出資金は、自由脱退したと見なされた事業年度末以降、少なくとも 2 年間は預かり金として管理を行い、その間に、出資金の「払い戻し請求」があった時は、速やかに返還に応じなければならない。

\*堺医療生活協同組合の組合員は、この名簿を閲覧することが出来ます。

閲覧される場合は、本人確認をさせて頂く場合がありますのでご了承下さい。

この機会に、氏名・住所等変更がありましたらお届け下さい。

お問い合わせ先  
堺医療生活協同組合 〒590-0936 堺市堺区宿屋町東 2-1-5  
電話 (072) 233-6569